

委員会議事概要	
1. 委員会名	令和4年度 第5回沖縄県内水面漁場管理委員会
2. 開催日時	令和5年2月24日(金) 14:00~14:25
3. 開催場所	沖縄県庁9階農林水産部第4会議室
4. 出席委員 (定数8名中7名)	(会場参加) 古谷千佳子委員、仲村直委員、津波古優子委員、金城政達委員、伊波實委員 (Web参加) 立原一憲委員、宮良工委員
5. 議事録署名人	伊波實委員、津波古優子委員
6. 議事内容	
(1) 第1号議案	リュウキュウアユの採捕承認申請について (P1~P39)
【要旨】	一般財団法人沖縄県環境科学センターから試験研究目的の採捕申請が1件あり、原案どおり承認された。
【特記事項】	<p>【立原議長】承認証の案の7番目にある制限又は条件のところ、1行目に「リュウキュウアユは目的以外の用途に用いてはならない」というのはおかしくないか。意図せずに捕れた場合、それは目的がないと思える。今までも同じか。</p> <p>【事務局】定型文なので特に意識しなかったが、修正して「目的以外の用途」の部分を外す。</p> <p>【立原議長】「目的」から「又は」までを消せばいいと思う。</p> <p>【事務局】「本承認により採捕したリュウキュウアユは、死亡した場合は標本として保管するか適切に廃棄すること」でよいか。</p> <p>【立原議長】そうすれば文章として問題ないと思う。この定型文は、リュウキュウアユを捕る目的のときに使われている文言なので、リュウキュウアユの採捕を目的としない場合は、これからも削除するのがいい。</p> <p>【事務局】そのとおりだと思う。今回は混獲なので「本承認により採捕したリュウキュウアユは、死亡した場合は標本として保管するか適切に廃棄すること」に変更して承認証を交付したい。</p> <p>【津波古委員】混獲を前提にした採捕許可申請であれば、7番の2段落目も要らないと思う。</p> <p>【事務局】承知した。事務局から修正文を読み上げたい。「本承認により採捕したリュウキュウアユは、死亡した場合は標本として保管するか適切に廃棄すること。調査時に把握できた生息状況は適宜委員会に報告すること。」これを承認証の交付する際の承認証の案としたい。</p> <p>【宮良委員】使用する漁具及び漁法で電気ショッカーがあるが、これによりアユが浮いてきた場合、どのように措置をするのか。</p> <p>【事務局】その場合、最初の制限又は条件の「死亡した場合は標本として保管するか適切に廃棄すること」として対応するものと考えている。</p>

	<p>【宮良委員】電気ショッカーだと死なないので、きちんと保護をして再放流することになると思う。死んだ場合は当然、標本にするのは分かる。</p> <p>【立原議長】電気ショッカーは直流だと思うが、直流か交流かの記載はあるか。</p> <p>【伊波委員】電気ショッカーとは、網の中に電気が入っているのか。</p> <p>【事務局】電気ショッカーボートの写真が記載されているが、直流か交流かまでは直接は確認できない。</p> <p>【立原議長】普通、調査会社で使っているのは直流であれば、蘇生する。浮いてきたら少しの間バケツに入れておけば蘇生するので、その後放流すればいいのではないか。</p> <p>【立原議長】今回の申請が初めてか。</p> <p>【事務局】継続で毎年申請がある。</p> <p>【立原議長】今までにリュウキュウアユが捕れた例はあるのか。</p> <p>【事務局】混獲は、基本的には実績なしで上がってくる。</p> <p>【立原議長】流入河川で投網をしたら、捕れないほうが不思議だ。</p> <p>【事務局】前年度も同じ調査をしているが、その実績報告書には採捕実績なしとあった。</p> <p>【立原議長】そのほうが不自然だが、なしとの報告であれば仕方がない。普通、福地ダム、安波ダムや福地ダムのサンヌマタで投網打ったら、かなりの確率でリュウキュウアユが入る。目合いが大きいのか。網の目合い幾つか。</p> <p>【事務局】申請書には目合いが12～18ミリと記載されている。</p> <p>【立原議長】この目合ではリュウキュウアユは絶対に入る。今まで混獲なしというのはいり得ない。</p> <p>【事務局】昨年度のものでは採捕報告はなかった。</p> <p>【立原議長】実際に混獲が起きているかは自己申告だ。</p> <p>【事務局】令和2年の承認時の実績報告でも採捕されなかったという報告だったので、2年連続実績はなかったことになる。</p> <p>【立原議長】流入河川でも魚を捕っているが。</p> <p>【事務局】アメリカザリガニとダニオ類を捕っている。</p> <p>【宮良委員】安波と福地ではタモ網しか使わないことになっている。</p> <p>【立原議長】この投網はどこで使うことになっているのか。</p> <p>【宮良委員】投網は羽地のバスのみだ。</p> <p>【立原議長】それなら問題はない。</p> <p>【宮良委員】電気ショッカーも羽地だけだ。</p> <p>【立原議長】電気ショッカーも直流と記載されている。</p>
(2) その他1	「沖縄海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の改正について
【要旨】	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」と

いう。)の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体においても法が適用されることとなることから、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。)を令和4年12月に制定し、法の施行に必要な事項を定めるとともに、同条例の附則において現行の沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)は廃止されることになった。

また、知事部局においては、法及び条例の施行に必要な事項を定めるため、「知事における個人情報の保護に関する法律施行細則」を定め令和5年4月1日に施行するとともに、同規則の附則において知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年沖縄県規則第23号)は廃止することになっている。

内水面漁場管理委員会においても、法及び条例に基づく知事部局の規則の規定の例による委員会規程を定める必要があるが、担当課である総務私学課の行政情報センターは、県の定める新たな規則等について現在制定作業中で、年度末の公布になるため、現時点では「沖縄県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則」の事務局案が作成出来ず、議案や協議としても提案できなかった。そのため4月の委員会で規程の改正を行うことを説明し、委員の了承を得た。

【特記事項】

特になし。